

北区住宅確保要配慮者の補償サービス付き・見守り電球初回登録料助成



住宅確保要配慮者[※]の入居に際し、民間賃貸住宅のオーナーさん又は入居者(住宅確保要配慮者)が補償サービス付き・見守り電球を設置した場合に初回登録料の一部を助成します。

※ 住宅確保要配慮者

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」で定める住宅確保要配慮者をいいます。(高齢者、障害者、子育て世帯、被災者、低額所得者など)



【 提出先及び問い合わせ先 】

北区住宅課住宅計画係 (第2庁舎3階⑨番窓口)

〒114-8508 北区王子本町 1-15-22 電話 03-3908-9201(直通)

刊行物登録番号 3-1-046

1. 制度概要

入居後の孤独死や遺品整理等に対する民間賃貸住宅のオーナーさんや入居者(住宅確保要配慮者)の不安や懸念を軽減し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的としています。

※1 補償サービス

見守り電球を設置することで居室内での孤独死等による特殊清掃・遺品整理費用を補償するサービスです(上限あり)。詳細は、販売元のチラシ、パンフレットでご確認ください。

『補償サービス付き・見守り電球』でないと対象になりません。

※2 見守り電球

SIM が内蔵されている LED 電球で、トイレなどに取り付け、照明の ON/OFF で居住者の安否確認を行います。

取り付け費用が、別途かかる場合があります(自己負担)。

《仕様》

- ①ソケットのサイズ(口金サイズ)が、2.6cm (E26)であること。
⇒サイズが違う場合は、別途費用が掛かる場合があります(自己負担)。
- ②LED電球の中にSIM内蔵。Wi-Fi不要、電源不要、特別な工事不要。
- ③明るさは 40W 相当

➤ 利用料金

区の助成(事後)は、初回登録料に相当する額として 1 住戸 1 箇所 に限り

16,500円(上限)を助成します。 ※消費税は含みません。

- 月額利用料は、自己負担となりますのでご注意ください。
- 利用料金※は、各社異なります。

※利用料金の参考(A社)

- ①初回登録料……16,500円(税込)～
- ②月額利用料……3つのコースから選択(月額1,650円(税込)～)



2. 助成対象住宅の要件 **以下の全てを満たすもの**

- (1) 北区内の住宅であること。
- (2) 住宅セーフティネット法第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅でないこと。

3. 助成対象者の要件 **以下の全てを満たすもの**

【民間賃貸住宅のオーナーさんが申請する場合】

- (1) 助成対象者が所有している北区内の住宅であること。
- (2) 助成対象住宅に入居する者が住宅確保要配慮者であって、北区内で転居するために賃貸借契約を締結したもの又は助成対象住宅に引き続き居住するために賃貸借契約を更新したものであること。
- (3) 暴力団関係者ではないこと（東京都北区暴力団排除条例（平成24年6月東京都北区条例第24号）第2条第3号に掲げる暴力団関係者をいう。）。
- (4) 助成対象住宅の申請住戸が過去にこの助成金及び同種の助成を受けていないこと。

【入居者（住宅確保要配慮者）が申請する場合】

- (1) 単身の住宅確保要配慮者であって、北区内で転居するために賃貸借契約を締結したもの又は助成対象住宅に引き続き居住するために賃貸借契約を更新したものであること。
- (2) 暴力団関係者ではないこと（東京都北区暴力団排除条例（平成24年6月東京都北区条例第24号）第2条第3号に掲げる暴力団関係者をいう。）。
- (3) 住民税を滞納していないこと。
- (4) 過去にこの助成金及び同種の助成を受けていないこと。

4. 助成金額

初回登録料に相当する額とし、1住戸1箇所限り **16,500円**（上限）を助成します。 ※消費税は含みません。月額利用料は自己負担です。

5. 受付締切

通年受付（予算で定める助成総額に達し次第終了）

予算総額（49,500円 件数3件）

6. 注意点

- 販売業者によって、契約内容や対象要件は異なります。詳細は、各販売業者にお尋ねください。（単身高齢者の入居のみ対応の業者もあります。）

7. 利用申込から助成金申込までの手順

利用申込・契約

- ↓ ① 賃貸契約書を交わし、販売業者と直接補償サービス付き・見守り電球の申込及び契約をしてください

取付・支払い

- ↓ ② 補償サービス付き・見守り電球を取付け、販売業者に支払いをしてください

申請（郵送可）

- ↓ ③ 北区住宅課住宅計画係に助成金申請書等を提出してください

助成金受取

- ④ 書類審査、助成決定後、指定口座に振り込みます

8. 助成金申請書類

提出書類（共通）		
1	指定用紙	北区住宅確保要配慮者の補償サービス付き・見守り電球初回登録料助成金 交付申請書（第1号様式）
2		北区住宅確保要配慮者の補償サービス付き・見守り電球初回登録料助成金 交付請求書（第3号様式） ▶ 押印は、朱肉を使う印鑑を押してください
3		支払金口座振替依頼書 ▶ 押印は、朱肉を使う印鑑を押してください
4	『補償サービス付き・見守り電球』契約に関する書類のコピー （例）利用申込書、契約書 等	
5	『補償サービス付き・見守り電球』初回登録料の支払いがわかる書類のコピー （例）領収書、金融機関の払込票、受領証 等	

提出書類（民間賃貸住宅のオーナーが申請する場合）		
6	右記のうち どれか1つ	ア 前年度の固定資産税 納税通知書と課税明細書のコピー （北都税事務所から6月以降送付） イ 土地家屋名寄帳（北都税事務所が発行） ウ 建物の登記事項証明書（東京法務局北出張所が発行）

提出書類（入居者が申請する場合）		
7	単身の住宅確保要配慮者であることを確認できる書類（住民票や障害者手帳等）	
8	前年度の住民税納税証明書又は非課税証明書	